

美里町ふるさと応援寄附金返礼品参加事業者募集要項

1 目的

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）による町の財源確保、地元特産品のPR、販路拡大等による地域経済の活性化を図るため、美里町へ寄附された方への返礼品として商品（以下「特産品等」）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「参加事業者」という。）を募集します。

2 参加事業者の要件

参加事業者は、次の要件をすべて満たす者です。

- （１）町内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有する法人、団体又は個人であること。
- （２）町税を滞納していないこと。
- （３）申請の際に示した期間中、商品を迅速に提供できる能力を有していること。
- （４）個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱えること。
- （５）各種法令等を遵守した製造、生産、加工、栽培、販売等を行っていること。
- （６）電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。
- （７）美里町暴力団排除条例（平成２４年美里町条例第２８号）第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと。

3 返礼品の認定基準

返礼品は、次の要件をすべて満たす特産品等です。

- （１）美里町の魅力を伝えることができ、地元のPRや地域産業の振興につながる特産品等であること。
- （２）町内で製造、生産、加工、栽培又は販売のいずれかが行われていること。
- （３）品質及び数量において、安定供給が見込めること。ただし、季節商品や数量限定となるものは、町との協議により決定となること。
- （４）飲食物の場合は、原則として寄附者に到着する予定日から５日間以上の賞味期限が保障されるものであること。
- （５）商品は単品、詰め合わせのいずれでも可とする。また、季節限定の商品も可とする。
- （６）特産品等の情報開示が可能であること。
- （７）町が指定する宅配業者（ヤマト運輸株式会社）により配送が可能な特産品等であること。
- （８）上記のほか、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

4 返礼品の区分

返礼品は、次の６つの返礼区分に応じて募集します。特産品等の価格には梱包費、消費税等必要な経費を含みます。送料は、町が負担します。

なお、梱包のサイズは、縦、横、高さの合計が８０cm以内を原則とします。なお、梱包のサイズが８０cmを超える場合は、美里町まちづくり推進課にご相談ください。

返礼区分	返礼品の価格 (梱包費、消費税込み)	町の支払上限額
A	1, 5 0 0 円相当	1, 5 0 0 円まで
B	3, 0 0 0 円相当	3, 0 0 0 円まで
C	6, 0 0 0 円相当	6, 0 0 0 円まで
D	9, 0 0 0 円相当	9, 0 0 0 円まで
E	1 5, 0 0 0 円相当	1 5, 0 0 0 円まで
F	1 5, 0 0 0 円を超える返礼品につきましては まちづくり推進課にご相談ください。	

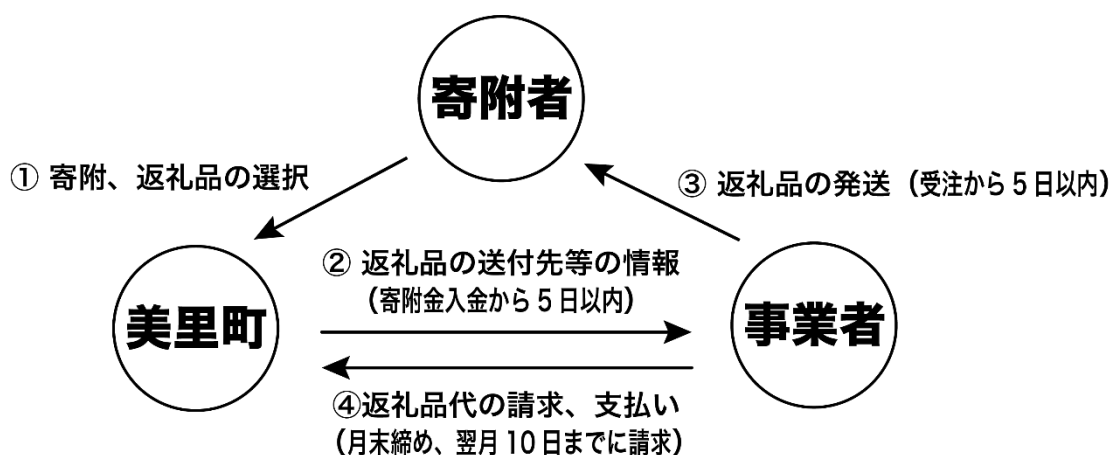
5 返礼品の出品数

一参加事業者当たりの出品数は、3品までとします。

なお、類似する特産品等が多数となった場合には、出品数を調整する場合があります。

6 事業の流れ

寄附者が町に対して寄附を行ってから、町が参加事業者に対し返礼品に対する費用をお支払するまでの基本的な流れは、下図のとおりです。



※参加事業者は、返礼品の発注がありしだい、5日以内に返礼品の手配及び梱包し発送の準備を行う必要があります。

※返礼品の申込み数により、個別の流れをとる場合もあります。また、期間中に事業の流れを変更する場合もあります。

※返礼品代の請求は月払いとし、月末締め、翌月10日までにご請求ください。

7 参加事業者の特典等

- (1) 美里町のホームページ及びふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像や事業者名等が掲載されます。
- (2) 返礼品発送時に限り、自社特産品等のパンフレットを同梱することができ、自社商品の販売促進やPRが可能です。

8 募集期間

第1次募集として、募集期間を平成30年3月1日（木）から平成30年3月30日（金）までとします。

なお、追加募集については、第1次募集の状況を見て、順次、行う予定です。

9 申込み方法

次の書類に必要事項を記入し、申込み先まで提出してください。

- (1) 美里町ふるさと応援寄附金推進事業参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書
- (3) 特産品等（返礼品）内訳説明書
- (4) 特産品等の画像データ（JPEG形式、1MB以上）
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

10 事業者の審査・決定

事業者から提出された書類により審査を行い、事業者及び返礼品について承認又は不承認の決定を行います。

11 個人情報の保護

参加事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては美里町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※ 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません（本事業で知り得た寄附者の個人情報により、ダイレクトメール等を発送することはできませんのでご注意ください）。参加事業者でなくなった後においても、同様となります。

ただし、返礼品へのパンフレット同封により、あらためて寄附者から提供事業者への商品申込み等で入手された個人情報はこの限りではありません。

12 その他

- (1) 参加事業者をやめる場合は、美里町まちづくり推進課まで申出ください。
- (2) 参加事業者は、提供する特産品等を変更しないでください。
- (3) 特産品等の提供に関する事故又はトラブルが生じたときは、適正に対応するとともに、次のいずれかに該当するときは、速やかに美里町まちづくり推進課に届け出てください。
 - ①特産品等の送付に遅延が生じたとき。
 - ②特産品等が販売中止になったとき。
 - ③特産品等の品質及び送付過程の事故等の問題が生じたとき。
 - ④製造者等の表示ラベルの内容に変更が生じたとき。
 - ⑤その他申込書等の内容に変更が生じたとき。

13 申込み・問合せ先

美里町まちづくり推進課 担当：加藤、遠藤

〒987 - 8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13 番地

TEL : 0229 - 33 - 2180 FAX : 0229 - 33 - 2160

電子メール：machizukuri@town.misato.miyagi.jp

様式第1号（第5条関係）

美里町ふるさと応援寄附金推進事業参加申込書

年 月 日

美里町長 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
法人の場合代表者
電話番号
FAX番号
電子メール

㊟

美里町ふるさと応援寄附金推進事業に係る特産品等を、下記のとおり申し込みます。
また、町が申込要件の確認のために町税納付状況調査を行うことに同意します。

記

1 特産品等名	
2 特産品等の内容	特産品等（返礼品）内訳説明のとおり
3 特産品等の価格	特産品等（返礼品）内訳説明のとおり
4 提供できる期間	特産品等（返礼品）内訳説明のとおり
5 提供できる数量	特産品等（返礼品）内訳説明のとおり

※特産品等の概要が分かるパンフレット及び写真を添付してください。

特産品等（返礼品）内訳説明書

※返礼区分ごとに作成すること。

特産品等名称 （セット名）	
返礼区分	A B C D E F ※該当区分を○で囲む
特産品等の内容 （内訳・量・規格）	
賞味期限	※生もの、加工品等の場合記入
配送方法	常温 ・ 冷蔵 ・ 冷凍
梱包後のサイズ	縦 cm × 横 cm × 高さ cm
特産品等の説明 P R 等	
提供可能数 （見込み）	個／年 ・ 個／月
提供可能期間 （見込み）	☐ 通年商品 ☐ 季節商品 （ 月頃から 月頃まで） ☐ その他 （ ）
その他注意事項	※商品の保存方法・活用方法
事業所（者）名	
特産品等に関する 問合せ先	担当者名： 電　話： E-mail：
添付資料	・ 特産品等の画像データ（JPEG形式、1MB程度） ・ 特産品等の概要が分かる資料（パンフレット等）

誓 約 書

美里町ふるさと応援寄附金返礼品を取り扱うに当たり、次の事項について誓約します。

1. 申込み及び審査について

- (1) 美里町ふるさと応援寄附金参加事業者申込みに係る提出書類の記載事項等は真実に相違ありません。
- (2) 審査において、納税状況を確認されることについて了承します。
- (3) 認定基準に適合しないと判断された場合及び申請資格に適合しないと判断された場合に、美里町ふるさと応援寄附金返礼品参加事業者の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び美里町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 28 号）に掲げる暴力団の構成員等に該当しません。

2. 認定を受けた場合について

- (1) 事業の実施において、美里町ふるさと応援寄附金返礼品参加事業者募集要項及び町長の指示に従います。
- (2) 認定を受けた返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、返礼品送付者に対して安全と信頼の確保に努めます。また、認定を受けた返礼品の内容を自己の判断で変更しません。
- (3) 認定を受けた返礼品の品質、流通及び販売等において、寄附者からクレーム、事故等の問題が生じたときは、速やかに美里町に届け出るとともに、当方が一切の責任を負います。
- (4) 農作物においては、農薬・肥料・土壌改良剤は使用基準を遵守し、安全に生産しています。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、美里町個人情報保護条例（平成 24 年条例第 30 号）及び関係法令を遵守します。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用しません。

平成 年 月 日

美里町長 様

所 在 地
事業者名
代表者名

印